

令和 3 年度那覇とまーるクーポン事業【土産品】登録申請要領

令和 3 年 6 月 25 日

1. 土産品店の登録要件

令和3年度「那覇とまーるクーポン事業」にかかる【土産品店】及び【観光体験事業者】向け取扱要領に定めるもののほか、次の要件を満たす事業者を本事業のクーポン利用登録事業者として登録する。

(ア) 沖縄観光土産品として以下の①～⑥いずれかを主な商品として取り扱っていること。

- ① 当該品に土産、土産品、みやげ、名産、名産品、特産、特産品、名物、銘菓等と表示したもの
- ② 商品名に地域名を冠したもの 例：(〇〇羊かん、〇〇まんじゅう等) ※〇〇は地名
- ③ 観光地の観光資源あるいは観光対象を絵あるいは文字等をもってデザインした容器包装を用いた商品
- ④ 土産品として広報されている商品
- ⑤ 沖縄県の特産品（工芸品等を含む）
- ⑥ 沖縄県の観光資源をモチーフとした物品

(イ) 那覇市内に実店舗を構えて有人対面による商品販売を行っている事業者とする。(オンライン・通信販売専用は不可)

注意：『主に観光客を対象として「沖縄観光土産品」を中心に販売』とは、日用品や生活雑貨中心の販売店舗は対象外としているの意。

2. 登録手続き

(ア) 登録方法

登録を希望する事業者は、(ウ)に掲げる資料を PDF 化し、以下の宛先へメールで提出すること。メールや PDF 化ができない事業者については郵送で提出してください。

メールで提出した場合、原本送付の必要はありません。

【申請先メールアドレス】 info@naha-navi.or.jp

【郵送先】〒900-0013 那覇市牧志 3-2-10 てんぶす那覇 3 階
一般社団法人那覇市観光協会 那覇とまーるクーポン事務局宛

(イ) 申請受付期間

受付開始日～~~令和 3 年 8 月 20 日 (金)~~ ※事業開始日から 2 週間

(ウ) 提出書類

以下の①～⑥に掲げる資料を全て提出すること。

- ① 令和 3 年度那覇とまーるクーポン事業登録申請書（土産品・観光体験）
- ② 営業許可証の写し ※営業許可の必要な業種のみ
- ③ 預金通帳の写し（①の登録申請書に記載した口座通帳）
 - ・表紙（金融機関名、店番、口座番号、口座名義人）
 - ・表紙うら面（口座名義人（フリガナ）、口座番号、銀行名、支店名）
- ④ 誓約書 ※押印必要
- ⑤ 以下に掲げる写真
 - ・店舗の外観
 - ・取扱商品
 - ・店舗に掲出しているシーサステッカー（掲示場所がわかるよう撮影）
- ⑥ 「令和 3 年度那覇とまーるクーポン事業」セルフチェックリスト（第 3 号様式）

(エ) 様式書類

提出様式は、次の URL から入手（ダウンロード）してください。

一般社団法人那覇市観光協会ホームページ

URL：<https://www.naha-navi.or.jp/magazine/2021/06/28381/> QR:



(オ) 登録承認、店舗情報の公開について

提出された書類の資格確認・審査（現地確認を含む）を行い、登録承認した店舗（事業所）については専用サイト等においてクーポン券利用登録店舗である旨の情報を公開します。なお、申請を受理した日から審査～登録承認、専用WEB サイトへ情報を掲載するまで、1 週間程度の時間を要します。

また、登録承認後は、登録店舗とわかるように後日配布予定の広告用ポスター等を利用者がわかりやすいように掲示してください。

(カ) 審査結果について

審査結果については、登録申請書に記載している担当者までメールにて連絡いたします。

3. 問い合わせ先（事務局）

（ア）クーポン券取扱事業受託者

一般社団法人那覇市観光協会

電話：098-862-1442 Mail：info@naha-navi.or.jp

問い合わせ時間：平日9：00～17：00

（イ）事業実施主体

那覇市経済観光部観光課

電話：098-862-3276 Mail：naha_k_kan001@city.naha.lg.jp

問い合わせ時間：平日9：00～17：00